

避難行動要支援者名簿の作成について

海老名市では、災害時などにおいて迅速な避難支援を行うため、**在宅者で避難する際に支援を必要とする方**の名簿を作成します。

この名簿は、地域で避難支援者となる民生委員や自治会などに事前に提供し、災害時はもとより、日頃からの見守りや支援活動などに活用します。

1 対象者

在宅で生活している方で、災害が発生した場合等に**自力で避難することが難しい**次の方を対象としています。

高齢者	① 要介護認定3から5を受けている方 ② 要介護認定に伴う自立度が日常生活B以上又は認知症度Ⅲ以上である方
障がい者	① 身体障害者手帳（総合等級）1・2級（第1種）を所持する方 （心臓機能障害又は腎臓機能障害にのみ該当する方は除く。） ② 視覚障害（3級又は4級）、聴覚障害（3級）、下肢機能障害（3級）、 体幹機能障害（3級）を所持する方 ③ 療育手帳を所持する知的障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方（単身世帯の方）

2 登録方法

名簿への登録を希望される方は、同意書の提出が必要となります。

高齢者は高齢介護課、障がい者は障がい福祉課の担当窓口にて避難行動要支援者登録同意書を提出することで、要支援者として登録されます。

※ 個人情報保護の観点から**災害発生前に情報提供**するためには、本人の同意が必要となります。

3 名簿提供先

名簿は、市の関係部署で情報共有するとともに、**消防本部・警察署・民生委員・自治会・地区社会福祉協議会**の支援者へ情報提供します。

4 提供する情報

支援者に事前提供する情報は、避難支援に必要な最小限の情報で、**氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の緊急連絡先・避難支援等を必要とする事由**などです。

5 その他

大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となりますので、ご理解願います。

※ **名簿登録は、確実な支援や救出を保障するものではありません。**

名簿は、日頃からの見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外には利用しません。

6 問い合わせ先

☎ 名簿の登録に関するお問い合わせ

高齢者に関すること . . . 高齢介護課 046-235-4951

障がい者に関すること . . . 障がい福祉課 046-235-4813